

GoTo おばまバスツアー補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、小浜市における観光資源の活用と観光客の誘導を図るため、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した旅行業者が主催する、小浜市への観光バスツアーにおいて、市内の飲食店、お土産物店、観光施設、宿泊施設を利用する場合に小浜市が行う「GoTo おばまバスツアー補助金（以下「補助金」という。）」の交付等について必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、バス1台当たり14人以上が参加するツアー（バスは中型車以上に限り、修学旅行および遠足等を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当する者を主催または手配する旅行業者（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 日帰りツアー 宿泊を伴わないツアーで、市内の飲食店、土産物店または観光施設のいずれか2か所以上に立ち寄るもの。
- (2) 宿泊ツアー 宿泊を伴うツアーで、市内の宿泊施設に宿泊するもの。

(補助金の額等)

第3条 補助金の区分および額は、次のとおりとし、予算の範囲で交付するものとする。

区 分	補助金の額
日帰りツアー	バス1台当たり1万円
宿泊ツアー	バス1台当たり5万円

ツアー参加者を福井県民に限る場合は、日帰りツアーについてはバス1台当たり5千円を、宿泊ツアーについてはバス1台当たり1万円を加算する。

対象期間は令和3年2月1日から令和3年7月31日までとする。（先着順）

ただし、緊急事態宣言の発出、または、まん延防止等重点措置が適用された都道府県発着のツアーにおいては、各適用期間中は事業対象外とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、小浜市補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) ツアー旅程表
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、交付の可否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書により事業者へ通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に補助金変更（中止）届出書（様式第3号）を提出し、承認を得なければならない。

- (1) 交付申請の記載内容に変更が生じたとき。
- (2) 当該ツアーを中止したとき。

(実績報告)

第7条 事業者は、ツアーが完了したときは、14日以内に小浜市補助金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 観光バスツアー状況写真
- (2) 日帰りツアーの場合は、市内の立ち寄り先が確認できるもの
- (3) 宿泊ツアーの場合は、宿泊先の領収書のコピー
- (4) 観光バスツアー旅程表（実績）
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策の内容および写真
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条に基づく実績報告の提出があったときは、当該実績報告に係る書類の審査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金等の額を確定し、事業者に文書を交付して通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付申請を行った事業者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、または補助金の交付を受けたときは、その決定を取消し、または既に交付した補助金の全部または一部を返還させるものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書により事業者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月13日から施行する。

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月5日から施行する。